

蕃客接遇と行事所

加藤 順 一

一

近年、日本古代の対外交渉・外交史研究の領域では、「システム」への関心が高まっている。「システム」への志向性を有する諸研究を整理して「外交制度史」の視座を打ち出した近著によれば、これらの研究は、一、「外交のハード」を扱うもの——外交機関（官司・施設）と外交官吏、二、「外交のソフト」を扱うもの——執行面（儀礼・文書・貿易）とイデオロギー面（礼制・世界観）に分類することができるという。⁽¹⁾ 本稿はその驥尾に付して、十世紀初めの外交関係史料に片鱗を覗かせる一組織について考察を試みるものである。

二

『扶桑略記』延喜十九年十一月十八日条によれば、大納言藤原道明は渤海使の来着を伝える若狭守尹衡の報告

を奏上した。右大臣藤原忠平の日記の抄録である『貞信公記抄』の同日条には、この報せが内裏からの使者である藏人頭藤原兼輔によって忠平の許に齎された旨が記されている。さらに『貞信公記抄』十一月二十四日条は、左中弁藤原邦基が内裏の使者として忠平宅を訪れ、明日参内すべき旨の醍醐天皇の仰せを伝えたことを記し、翌二十五日条には、「定蕃客行事」とある。

「蕃客ノ行事ヲ定ム」について『扶桑略記』の同じ日の記事に徴すると、そこには

右大臣奏^レ渤海客事所定行事、可^下遷^{若狭}安^中置越前^上、及可^レ令^入京事^中、以^三左中弁邦基朝臣^二為^二行事弁^一、

と記されている。忠平が、「渤海客ノ事ヲ定ムル所ノ行事」と、渤海使一行を若狭から越前に移送して安置した上で入京させるべきことを奏上し、左中弁藤原邦基が「行事ノ弁」に任じられたことを伝えるものである。ここに見える「渤海客ノ事ヲ定ムル所ノ行事」は、「来日した渤海使を賓客として取り扱う場合のために（予め）定められている行事」の意味に解釈することができるが、『貞信公記抄』における「行事」の用例を見ると、「陣ニ出デ大嘗会ノ国郡・検校・行事ヲ定ム」⁽²⁾、「仁王会ノ事、来ル十日ニ行事ヲ定ム可シ」⁽³⁾、「是レ行事ノ中納言ニ奏セシムル所ノ事ナリ」⁽⁴⁾、「大嘗会ノ国・行事ノ公卿等ヲ定メ行フ」⁽⁵⁾とあり、儀式・行事の運営担当者の意味で使われることが多い。したがって、忠平が記した「蕃客ノ行事ヲ定ム」なる語の意味は、渤海使接遇の「行事ノ弁」が任命されたことを示すものであろう⁽⁶⁾。

来日した渤海使を賓客として取り扱うかどうかということとは、現地に存問使を派遣して使節の資格審査を行い、その結果を待って決定することが通例である⁽⁷⁾。しかし、このたびの使節に対する存問使の任命はこれより後の十二月五日で、同じ日に「渤海客ノ宴饗ノ日ノ権ノ酒部ノ数四十人」⁽⁸⁾が選定されている⁽⁹⁾。その後も、渤海使への存問が行われる四月二十日を待たずに、内教坊で「渤海客ノ宴ノ日ノ舞人」⁽¹⁰⁾が選定されたり、入京した渤海使を接

遇する掌客使の任命が行われたりしており、今回は存問使による資格審査を前提とせずに賓客としての受け入れが決定されている。これは、前回の渤海使来日が十一年前の延喜八年であつて、一紀（＝十二年）一貢の原則に合致していると判断されたからであらう。⁽¹⁴⁾

続いて、『扶桑略記』延喜十九年十二月二十四日条にも「行事」の語が見える（傍点筆者）。

右大臣令_下邦基朝臣_上奏_上若狭国申遷_ニ送越前国松原客館_ニ客徒一百五人并隨身雜物等解文_上客状中云、遷_ニ送松原客館_ニ而閉_ニ封門戸_ニ行事官人等無_レ人、況敷設薪炭更無_ニ儲備_ニ者、仰宜_下令_上切實_ニ越前国_ニ急令_上安置供給_上者、仍即令_レ仰_ニ大臣_ニ以_ニ越前掾維明_ニ便可_レ為_ニ蕃客行事国司_ニ由、以_ニ大臣書状_ニ可_レ仰_ニ彼国守延年_ニ也、勘_ニ前例_ニ無_下以_ニ官符宣旨_ニ仰_ニ此事_ニ例_上、仍今令_ニ大臣告仰_ニ之_ニ、

この記事の要点は次の通りである。若狭国から越前国松原客館に移送された渤海使の上申によれば、松原客館は門戸が閉鎖されていて「行事官人」などの人はなく、備品・燃料にも事欠く有様であつた。そこで、天皇は越前国を譴責して使節の安置供給に努めるよう命じると共に、忠平から越前守延年宛に、掾・維明を「蕃客行事国司」に充てる旨の書状による指示を出させた。ここに見える、「行事官人」や「蕃客行事国司」は、それぞれ「客館の」管理を担当する官人―事ヲ行フ官人」「蕃客の接遇を担当する国司―蕃客ノ事ヲ行フ国司」の意味であらう。

むしろこの記事で注目したいのは、越前に移送された渤海使が現状を訴えた「解文」を、忠平が「邦基朝臣（＝左中弁藤原邦基）」に奏上させていることである。邦基は十一月二十五日に「渤海客ノ事」の「行事ノ弁」に任じられているので、その職務に基づく行為であると考えられる。

さらに、『扶桑略記』延喜二十年五月七日条には「行事所」が登場する（傍点筆者）。

明經學生刑部高名參内、令_レ問_二漢語者事_一、高名奏上云々、行_レ事、所_レ召_レ得_二漢語_一者大藏三常、即召_二之於藏人所_一、令_二高名申_二云_一、其語能否、奏云、三常唐語尤可_レ広博云々、勅從_二公卿定申_一、以_二三常_一令_レ為_二通事_一、

『醍醐天皇御記』を原典とするこの記事は、渤海使の入京を翌日⁽¹⁵⁾に控えて行われた通事の人選の事情を伝える興味深いものであるが、その内容は次の三つの段階に整理することができる。

一、大学明經科の学生刑部高名が天皇に召されて参内し、漢語に堪能な者について下問を受けた（それに対する高名の奉答は記録されていない）。

二、その後、行_レ事所が漢語に通じた大藏三常を呼び出すと、天皇は三常を藏人所に召し、その語学力を刑部高名に尋ねた。高名は、三常の唐語に対する知見が最も広博であることを答えた。

三、高名の奉答を受けた天皇は、公卿の定め申すところにより、大藏三常を通事に任じた。

まず天皇に対する刑部高名の情報提供がある。そこでは人選上の資格・条件が話に上ったことであろう。次に、高名の奉答を受けて「漢語ヲ得ル者」として大藏三常が候補者として召喚された。そこに介在したのが「行_レ事所」である。これを受けて、天皇は高名に候補者に対する評価を問う。三常に対する高い評価を聞いた天皇は、公卿の定め申す所を容れて、彼を通事に任命した。『貞信公記抄』延喜二十年五月七日条では、「賜通事召名」と記している。

ここに登場する「行_レ事所」は、存問使・領客使・掌客使と並ぶ蕃客接遇官に位置づけられる通事⁽¹⁶⁾の人事手続きに関与しているところから、「蕃客ノ事ヲ行フ」業務を処理する組織と理解することができる。前年の十一月二十五日に「渤海客ノ事ヲ定ムル所ノ行_レ事」が決められた際に発足したものであろう。したがって、同じ日に「行_レ事ノ弁」に任じられた左中弁邦基は、この「行_レ事所」に拠って職務を遂行したことと考えられる。前述の如く、

若狭国から越前国に移送された渤海使が松原客館の不整備状況を訴える解文を上申したとき、これを奏上したのは邦基であつた。これは行事弁の職務行為の一環であると同時に、行事所が蕃客接遇に関する文書を取り扱つていたことが推察される。

三

蕃客接遇を所管する組織としての行事所の存在を明記する記事は、前章で紹介したものを除けば、歴代の渤海使接遇の基本史料である六国史および『日本紀略』には見るができない。しかし『延喜式』の大舍人寮式および雑式には、次に掲げる条文を認めることができる。

凡蕃客人^レ朝者、待^ニ省处分^一、賜^レ饗之日、点^ニ舍人十人^一擬^ニ酒部^一、各著^ニ黄袍^一、^{請^ニ行事所^一}拜朝之日、陣^ニ列威儀^一、一同^ニ三元日^一、
(大舍人寮式、蕃客条)

凡出^ニ納蕃客儲料雑物^一、遣^ニ行事史^一檢行、(雑式、出納蕃客儲料条)

大舍人寮式、蕃客条によれば、蕃客饗宴の際には舍人から十人を選んで給酒係の酒部に充て、各人には黄色の袍を着用させることになっている。これは係に威儀を与えるための措置に解されるが、着用する袍は「行事所二請へ」と注記されていることから、行事所が蕃客接遇用の衣服の管理をしていることが窺える。

また、雑式、出納蕃客儲料条によれば、蕃客接遇に関する「儲料雑物」の出納は「行事ノ史」を遣わして行うことになっている。「行事ノ史」とは、蕃客接遇の際に「行事ノ弁」の下で行事所の業務処理に当たった太政官の史を意味するものであろう。この条文の内容との関連で注目されるのが大藏省式の蕃客資具条で、

凡蕃客資具雜物者、納_二省庫_一待_二客徒入朝之時_一出用、

とある。要するに、蕃客の接遇に必要な物資は普段は大藏省が保管しているが、いざ彼らを賓礼に与らしめるときには、関係部局・係員への配分は行事所が主管することになっていたということであろう。

前章では、『扶桑略記』の記事の検討から蕃客接遇の行事所の業務として文書の取扱いと人事手続き事務の取扱いを推定した。ここでは、『延喜式』の規定によって、関連物資の出納配分を付け加えることができるであろう。

四

「行事所」という名称の初見は、『類聚国史』卷八、弘仁十四年十一月癸亥(十三日)条に見える次の文章である(傍点筆者)。

右大臣正二位藤原朝臣冬嗣、大納言從二位藤原朝臣緒嗣等於_二清涼殿_一口奏言、聖主相統、大嘗頻御、天下騒動、人民多_レ弊、然神態不_レ得_レ已、須_二此度大嘗会停_一飭省_レ弊者、天皇勅答、元不_レ好_レ飭、唯事_二神態_一耳者、即大臣奏云、請令_二大納言緒嗣檢_一校其事_二者_一、勅、依_レ請、於是緒嗣請_二中納言良岑朝臣安世_一、參議伴宿禰国道_二為_一檢校_一、便以_二治部省_一、_二為_一行事所_一、

すなわち、淳和天皇の大嘗会の実施に先立ち、大納言藤原緒嗣・中納言良岑安世・參議伴国道が檢校となり、治部省の庁舎に行事所を設置したとするものである。その後、『日本文徳天皇実録』仁寿元年四月甲子(二十二日)条に「大嘗会ノ行事司ヲ定ム」と見え、『日本三代実録』貞観二年四月廿九日条には、この日行われた仁王

会の「行事司」が二月十六日に任命されていることが見える。この頃までは「行事所」「行事司」と名称は一定していない。

しかし、『日本三代実録』元慶元年四月廿六日条の「大嘗会檢校并悠紀主基行事」の任命記事に続き、五月二日条に「悠紀主基行事所ノ印各一面ヲ賜フ」、七月廿七日条に、

大嘗会行事所奏、五畿七道諸国運_ニ輸会粮雜物、差_ニ課徭丁_一、負担就_レ路、遠近多疲、請_ニ給_ニ程粮_一、無_レ失_ニ期会_一、詔以_ニ正税_一給_レ之、後年_ニ拳填_一

とあり、これ以降の史料には「行事所」として見えるようになる。行事所は、十世紀前半までに大嘗会のほか仁王会、賀茂斎院⁽¹⁷⁾、内裏造宮の場合に設けられており、これら臨時の儀式・行事の運営部局に位置づけることができる。その後、十世紀後半に入って各儀式の運営経費を行事所から受領に一方的に賦課する「行事所召物」が成立したことにより行事所の機能は強化され、臨時・恒常を問わない朝廷諸行事執行の重要な柱となる⁽²⁰⁾。院政期には、太政官における政務処理機能を分別し、個々の行事所に請け負わせる体制が一般化するようになった⁽²¹⁾。

「行事所」なる名称の組織の沿革を簡単に辿れば右の通りであるが、九世紀後半から十世紀初めの代表的な行事所である「大嘗会行事所」(悠紀・主基)の官人構成と具体的職掌を木本好信氏の専論⁽²²⁾によって整理すると、次の通りである。

一、官人構成

行事所の職員は「行事」と言い、本官を兼帯しながらの勤務であった。

①『儀式』第二によれば、行事には四位官人各一人、五位三人、判官以上が四人、主典以下五人で、五位官人中には弁官職の官人、判官以上の官人中には史一人を用いる規定であり、判官以上は奏聞し、主典以下は大

臣に上申し決定されるようになっていた。

②行事官人の中心は行事弁で、それには中弁が任じられるのが通例であった。

③行事官人が任命されると、業務遂行のための印が行事所に下賜された。

二、職掌

行事弁をはじめとする行事官人は、下賜された印を用いて、大嘗会に必要なものを造作、あるいは諸司諸国司に徴課差発した。

①『儀式』第二によれば、紙・筆・墨（中務省）、韓櫃（大藏省）、硯（宮内省）、甕・估価帳（左右京職）、大舍人四人（中務省）、諸司史生十人・散位位子等三十人（式部省）、拔出丁四人（民部省）、正税稻一万束・調庸雑物（悠紀国・主基国）、「会ヲ行フベキ料ノ正税」・「会所ノ雑物」（諸国）などが見え、物資・人員・諸経費調達の権限が規定されている。

②同じく『儀式』第二によれば、行事所には出納所・小忌所・細工所・女工所・楽所・和舞所・大炊所など繁多な業務を遂行するための諸所が置かれている。これらは行事弁の監督を受けた。

③行事所は「大嘗会記文」を編纂していた。それは悠紀・主基の両行事所がそれぞれ作成した数種の記録であり、外記局に納められて後世の典拠とされた。

一方、「蕃客行事所」については、儀式書や六国史、古記録等の史料に恵まれている「大嘗会行事所」と異なり、僅かな史料が認められるに過ぎないが、現在のところその構成と職掌に関して明らかにしえた事柄は次の通りである。

一、官人構成

①行事弁と行事史の存在が認められる。

②行事弁には、中弁が任じられている。

二、職掌

①関係文書の取扱い

②接遇要員の人事手続き事務の取扱い

③京における接遇儀礼関連物資の管理出納

ところで、「大嘗会行事所」の典拠史料である『儀式』『延喜式』『日本三代実録』の関係記事によれば、行事所の職員は「行事」と称されていたことが明らかである。例えば、『儀式』第二、踐祚大嘗会祭儀には、

行事四位各一人、五位三人、弁在此中、（中略）諸司判官已上四人、史在此中、

とあり（傍点筆者、以下同じ）、『延喜式』卷七、神祇七踐祚大嘗祭には、

其年預令所司卜定悠紀主基国郡、（中略）又定檢校行事、

と規定されている。「檢校」とは大嘗会の儀式全般を掌る公卿が宛てられる職で、先述した『類聚国史』卷八、弘仁十四年十一月癸亥（十三日）条によれば、淳和天皇の大嘗会では大納言藤原緒嗣・中納言良岑安世・参議伴国道が任ぜられている。また、『日本三代実録』元慶元年四月二十六日条に見える陽成天皇の大嘗会に関する記事には、

是日、預定大嘗会檢校并悠紀主基行事、以正三位行中納言兼右近衛大将皇太后宮大夫藤原朝臣良世、（中略）檢校大嘗会事、從四位上行右京大夫兼美濃守源朝臣覺、（中略）行悠紀事、從四位上行右近衛中将兼備中守源朝臣直、（中略）行主基事、

とあって、右の『延喜式』の規定に対応している。

このことと、先に見た『貞信公記抄』における「行事」の用例に鑑みれば、『扶桑略記』延喜十九年十一月二十五日条の關係記事は次の通りに解釈し直すことが適当である。

右大臣奏_レ渤海客事所定行事、可_下遷_{若狭}安置越前_上、及可_レ令_入京事_上、以_二左中弁邦基朝臣_一為_二行事弁_一、

——右大臣（藤原忠平）が、渤海の賓客の事について定める所の行事の官人と、渤海の賓客を（上陸地の）若狭から越前に移して安置し、入京させるべきことについて奏上した。左中弁（藤原）邦基を行事の弁に任じた。すなわち、来着した渤海使を賓礼に与らしめる判断を下すことと同時に行事弁をはじめとする「蕃客行事」の官人の人事が行われたということになる。「蕃客行事所」が設置されたのもこのときのことであろう。

五

蕃客接遇に際して行事所が設置される例は何時から始まったのであろうか。史料上、行事所の設置が明らかであるのは延喜十九年の回に限られるが、当時、既に編纂の始まっていた『延喜式』に行事所の存在を明示する規定があることを考えれば、この時が初例ということとは考え難い。そこで、『延喜式』の行事所関係規定の成立時期を推定する手がかりを得ることができない現状では、大嘗会行事所の設置が確立した元慶年間以降が一つの目安になる。

しかしながら、この頃の大嘗会行事所及び行事官人に関する記事が『三代実録』に記載されているのに対し、元慶六年十一月に来日した渤海使に関する夥しい接遇関係記事を精査しても、行事所・行事官人の存在を推知せ

しめる断片を得ることすら困難である。⁽²⁴⁾ したがって、蕃客行事所の設置の例が開かれた時期を求めるとするならば、それは次回接遇の寛平年間以降のことと考えることが穏当であろう。ちなみに、大嘗会以外の臨時行事に「行事官人」が任命されている例の初見は、昌泰元年十月に宇多上皇が大和・河内・摂津に遊獵したとき、参議左大弁源希・参議勘解由長官源昇・左近衛権中将藤原定国・右近衛権中将源善が「行事」を務めているものである。⁽²⁵⁾ 寛平から延喜に至る間に「行事所」という組織形態が蕃客接遇の場に導入されたものと、今は考えたい。

なお、延喜八年に賓礼に与らした渤海使の接遇関係史料には行事所・行事官人の存在を明記するものはないが、留意すべきものが一件ある。それは、次に掲げる『扶桑略記』延喜八年五月十四日条の記事で、これは『醍醐天皇御記』の逸文である。

十四日、於朝集堂可饗蕃客、午一刻、雷電風雨、々脚如射、以先召参議長谷雄朝臣問事、因雷雨不遂事意、下殿、道明朝臣申、朝集院内、雨水甚深、左大臣令奏曰、如聞、行礼儀甚无便、況装束食物難急調、若待整備、恐及晚日、請今日事、明日将行礼儀者、依請矣、

この日、天皇が朝集堂における蕃客の饗宴に臨もうとしていたところ、昼過ぎに激しい強風を伴う雷雨に見舞われ、雨脚が射るように吹き付けてきた。天皇はまず参議紀長谷雄を呼んで様子を尋ねようとしたが、余りに雷雨が強くて意思が通じなかつたので自ら殿上から下へ降りたところ、藤原道明が、朝集院の中は雨水が非常に深く溜まっている旨を報告してきた。そこで左大臣藤原時平が、現状では予定通りに饗宴を挙行することは困難であることを理由に翌日に延期したい旨を奏上してきたので、天皇はそれを許可したという内容になる。

ここで注目されることは、藤原道明が当時左中弁に在職していたことである。⁽²⁶⁾ 蕃客饗宴という国家的な行事の場で不測の事態が生じたとき、いかに高官とはいえ、偶然近くに居合わせただけの者に対して天皇が自ら近づい

てまで事情を聞こうとしたり、その行事に関して特段の資格もない者が会場の現状を報告したりするようなことは考え難い。紀長谷雄にせよ、藤原道明にせよ、蕃客接遇に関する何らかの資格を帯びた者であったことが推察される。特に道明は、急な豪雨にさらされた会場の現状を素早く把握して儀式の挙行に重大な支障が生じていることを報告し、左大臣時平による饗宴延期の申請を導いた。彼がこの回の蕃客接遇の行事弁を務めていた蓋然性は高いと思う。

六

行事所は、大嘗会など個々の国家的行事を遂行するために太政官内に設置され、弁・史を主軸に関係各部局・担当官との有機的連携によつて業務を処理するところに「プロジェクトチーム」に類する性格が認められる。⁽²⁷⁾蕃客接遇に関係する中央官司は、『延喜式』に見える規定に基づくだけでも太政官をはじめ九つを数えるが、そこに機能的な性格を有する組織形態が導入された事實は、巨視的に見れば、九世紀を通じて展開されてきた外交制度の整備過程の最終局面に位置づけることができるであろう。

九世紀初めの弘仁年間、唐風文化の隆盛の下で格式や儀式書の編纂が進められていた。弘仁十一年に成立した『弘仁格式』の序文には、蕃客関係の儀式には別に「記文」が存するため弘仁式には収録せず省略することにしたという記述があるが、これに先立つ弘仁六年に、蕃客接遇を記録した「掌客文記」に錯誤なきよう、外記に厳密な検察と取置が命じられている。⁽²⁸⁾そして、新たに蕃客が来着すると承前の「記文」を参照して関係儀式及びその担当者を決めることになった。⁽²⁹⁾これらの「記文」は儀式書以上に詳細で具体的な儀式記録の性質を有し、太政官で外記や史の管理下に置かれていた。⁽³⁰⁾

九世紀前半は、外交制度においては賓礼の体系化が行われた時期でもあった。⁽³¹⁾それを適用されたのは、日本律令国家を「東夷の小帝国」たらしめる観念構造を維持すべく、唯一の蕃国と位置づけられた渤海の使節であった。彼らに対する迎接体制は弘仁十三年を境に再編され、⁽³²⁾承和八年に新体制の成立を見た。『延喜式』の太政官式蕃客条に規定されている、入朝した蕃客を引率する存問使・掌客使・領婦郷客使及びその随使と通事、宮中・京内の儀式空間で蕃客に接する郊勞使・慰勞使・勞問使・賜衣服使・宣命使・供食使・賜勅書使・賜太政官牒使は九世紀後半における新体制の陣容を示すものであるが、その殆どは既に『貞観式』の段階で規定されていた。これによって、令制施行以来の迎接体制を『弘仁式』で式文化し、領客使及びその随使・掌客・共食を規定していた治部式蕃客条は太政官式蕃客条の成立によって空文化し、迎接諸使の規定は太政官式に一元化された。⁽³³⁾

蕃客接遇の職制が太政官式の規定するところに一元化されたということは、組織的には太政官本体の外交上の機能強化が図られたことを意味するであろう。しかし一方で、治部式蕃客条に見られる「旧体制」の時代以上に、新体制下では職制の多様化に伴う業務の複雑化が進んだであろうことも容易に推し量ることができる。そこでは、太政官を中心とする関係諸部局・担当者間の機能的な連携による業務処理が求められることになろう。蕃客行事所成立の背景には、そのような事情が存していたものと考えられる。

- (1) 中野高行『日本古代の外交制度史』（岩田書院、平成二〇年）序章。外交制度関係の研究史は本書に網羅されているが、その後出版された榎本淳一『唐王朝と古代日本』（吉川弘文館、平成二〇年）、森公章『遣唐使と古代日本の対外政策』（吉川弘文館、平成二〇年）でも法制・儀礼に関する論考がまとめられている。
- (2) 『貞信公記抄』承平元年五月七日条。
- (3) 『貞信公記抄』天慶二年二月四日条。
- (4) 『貞信公記抄』天慶九年四月十一日条。

- (5) 『貞信公記抄』 天慶九年五月十三日条。
- (6) 大日本古記録本がこの語の傍注に「藤原邦基」と記しているのも同様の解釈に基づくものと思われる。
- (7) 中野高行「日本古代における外国使節処遇の決定主体」(中野前掲注(1) 書所収)。
- (8) 『扶桑略記』 延喜十九年十二月五日条、『貞信公記抄』 延喜十九年十二月五日条。
- (9) 『扶桑略記』 延喜十九年十二月五日条。
- (10) 『扶桑略記』 延喜二十年四月二十日条。
- (11) 『扶桑略記』 延喜十九年十二月十六日条。
- (12) 『貞信公記抄』 延喜二十年四月二日条。
- (13) 天長元年に日本側が定めた渤海使の年期制については、森公章「賓礼の変遷から見た日渤海関係をめぐる一考察」(佐藤信編『日本と渤海の古代史』 山川出版社、平成一五年「前掲注(1) 書所収」、同「日渤海関係における年期制の成立とその意義」(『ヒストリア』 一八九、平成一六年「前掲注(1) 書所収」、浜田久美子「九世紀の日本と渤海―年期制の成立とその影響」(『ヒストリア』 二一〇、平成二〇年)。
- (14) 来着の事情を陳述した渤海使の牒状や若狭国解文も判断材料になったものと考えられる(『扶桑略記』 延喜十九年十一月二十一日条)。
- (15) 『扶桑略記』 延喜二十年五月八日条、『貞信公記抄』 延喜二十年五月八日条。
- (16) 『延喜太政官式』 審客条。
- (17) 『貞信公記抄』 天慶九年四月十一日条。
- (18) 『園太暦』 貞和二年七月廿一日条所引「造内裏被行例」、天徳四年九月二十八・十月七日条。
- (19) 大津透「平安時代収取制度の研究」(『律令国家支配構造の研究』 岩波書店、平成五年)。
- (20) 玉井力「十・十一世紀の日本―摂関政治」(『岩波講座日本通史 第五卷 古代四』 岩波書店、平成七年、のち『平安時代の貴族と天皇』 岩波書店、平成一二年) に収録)。
- (21) 棚橋光男「行事所」(『中世成立期の法と国家』 塙書房、昭和五八年)。
- (22) 木本好信「平安時代の大嘗会行事所」(『神道史研究』 三三―二、昭和六〇年、のち『平安朝官人と記録の研究』

「おうふう、平成二二年」に収録。

(23) 元慶元年四月二十六日条、同年五月二日条、同年七月二十七日条。

(24) 元慶六年十一月二十七日条、同月二十八日条、元慶七年正月朔日条、同月二十六日条、同年二月二十一日条、同月二十五日条、同年三月八日条、同年四月二日条、同月二十一日条、同月二十八日条、同月二十九日条、同年五月朔日条、同月二日条、同月三日条、同月五日条、同月六日条、同月七日条、同月八日条、同月十日条、同月十二日条、同月十四日条。ちなみに『三代実録』は、儀式記録の性質が強い外記局の日記を駆使して編纂したものとされている。佐伯有義「三代実録卷上 解説」(『増補六国史』卷九、朝日新聞社、昭和一五年)、山本信吉「三代実録、延喜格式の編纂と大藏善行」(『歴史教育』一四一六、昭和四二年)、井上薫「日本三代実録」(坂本太郎・黒板昌夫編『国史大系書目解題』上、吉川弘文館、昭和四六年)。

(25) 『扶桑略記』昌泰元年十月二十日条、『大江朝綱筆記家集』(『大日本史料第一編之二』、昌泰元年十月二十日条所収)。源希・源昇が当時参議であつたことは、『公卿補任』寛平九年条、昌泰元年条参照。

(26) 『公卿補任』延喜九年条、参議藤原道明の尻付によれば、延喜六年三月に右中弁、同八年正月七日に従四位下に昇叙した後、同月十二日に左中弁となり、同年二月二十三日に勘解由長官を兼ねている。

(27) 玉井前掲注(20) 論文。

(28) 『類聚符宣抄』卷六、文譜、弘仁六年正月二十三日宣旨。

(29) 『類聚符宣抄』卷六、雜例、弘仁九年四月五日宣旨。

(30) 西本昌弘「儀式記文と外記日記―『弘仁格式』序の再検討」(『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、平成九年)。

(31) 浜田久美子「古代日本における賓礼の受容」(佐藤前掲注(13) 書)、賓礼の研究史については、西本昌弘「日本古代礼制研究の現状と課題」(西本前掲注(30) 書)。

(32) 田島公「日本の律令国家の『賓礼』―外交儀礼よりみた天皇と太政官」(『史林』六八―三、昭和六〇年)。

(33) 浜田久美子「延喜式に見える外国使節迎接使―太政官式蕃客条と治部式蕃客条の検討」(『延喜式研究』一八、平成一四年)。